

福島県における包括的維持管理（試行）の取組みについて

福島県

木村 豪

パシフィックコンサルタンツ株式会社

山本幸弘

パシフィックコンサルタンツ株式会社

○福澤伸彦

パシフィックコンサルタンツ株式会社

正会員 村松和也

1. 目的

福島県県中建設事務所（以下、事務所という）が管理するインフラの維持管理に係る現況は、厳しい財政制約、維持管理業務の魅力欠如や少子高齢化に起因する担い手の不足等、様々な問題が顕在化しつつある。また、インフラの老朽化の進行や国道 4 号現道区間の移管等に伴う県が管理するインフラが増加する中、従来にも増して効率的・効果的な維持管理業務を行うことが求められている。

こうした状況の中、本稿は事務所が管理する特に道路インフラについて、適切かつ継続的に維持管理が行われるよう、維持管理業務の魅力向上を図り、民間活力を導入した新たな維持管理手法について、その実施手法と導入の可能性を検討したものである。

2. 維持管理に係る課題と改善方策

資料収集整理やヒアリングを通して、事務所及び管内の維持業者の視点に立ち、維持管理上の課題を整理した上で、先進事例等を参考に、課題の改善方策として表-1 に示すとおりにとりまとめた。

表-1 維持管理業務の現状・課題及び改善方策

●：改善効果が期待できる方策

維持管理業務の 現状・課題		改善方策				
		①発注規模の 拡大	②民間業務 領域の拡大	③複数企業に よる共同受注	④性能規定型 契約の導入	⑤契約期間 の複数年化
県中建設事務所	施設の老朽化による安全性低下の懸念			●	●	
	国道 4 号の移管等による維持管理業務の増加	●				
	税収減による財源不足	●			●	●
	単価契約等の事務作業に忙殺され他業務への対応が困難	●	●			●
	小規模分割発注による業務の非効率	●				
	県職員の維持管理業務経験の欠如		●			
	安定した維持管理業者の確保	●		●	●	●
維持業者	低い採算性による維持業者の減少・倒産	●			●	●
	業務規模が小さいことにより戦略的な投資が困難	●				●
	維持管理業務は創意工夫の余地が小さい				●	
	維持管理業務の魅力の欠如、担い手不足	●		●		●
	地域を守るという意識の低下			●		●

【施策①：発注規模の拡大】 従来は複数に分割して発注してきた維持管理業務を包括して発注し、業務の効率化や、維持と修繕の切れ目のない実施を目指す。包括方法は、「①-1 エリアの包括（複数地区の一括発注）」、「①-2 日常維持系業務の包括」、「①-3 業務分野の包括（道路、河川等の異分野の包括）」、「①-4 業務範囲の包括（日常維持業務に加え、点検・設計業務や補修工事、管理戦略立案業務などの包括）」に分類される。

【施策②：民間業務領域の拡大】 技術力・提案力を備えたメンテナンスマネージャー（以下、MMR という）が職員や事業者をサポートすることで、技術力向上や業務の効率化・高度化を目指す。

【施策③複数企業による共同受注】 JV や事業協同組合の形態とすることにより、各企業単独では負担できない事業リスクを共同して分担することができる。

【施策④：性能規定型契約の導入】 発注者が予め規定した機能や性能に対し、受注者のノウハウや創意工夫を活かした自主的な方法でその機能や性能を確保することで維持管理の効率化を図ることができる性能規定型契約を導入する。

【施策⑤：契約期間の複数年化】 契約期間を複数年にすることにより、施設や地域の維持管理業務上の特性をより理解することができ、また資機材調達等の受託者による投資の拡大やリスクを低減することができる。

キーワード 包括的維持管理、民間業務領域の拡大、性能規定型契約、契約期間の複数年化、インフラ老朽化
連絡先 〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 パシフィックコンサルタンツ(株) TEL03-6777-3856

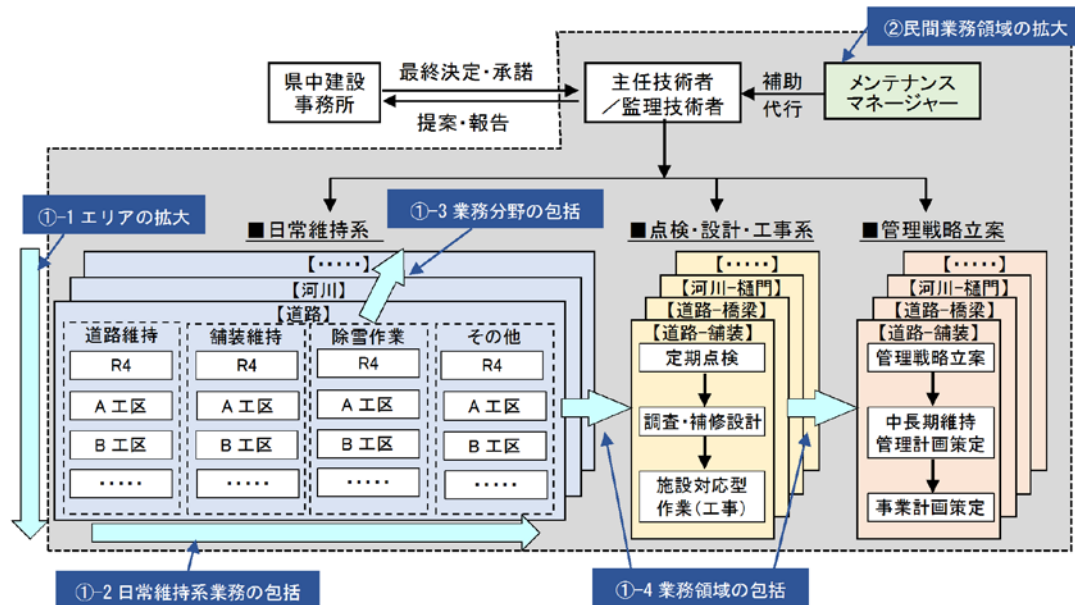


図-1 将来の維持管理の概念 (①発注規模の拡大・②民間業務領域の拡大)

3. 段階的な改善方策の導入

各改善方策の導入にあたっては、「維持業者の確保」に重点を置いた上で、各方策の導入のしやすさに配慮し、短期的な目標と中長期的な目標を設定した上で、段階的な導入を目指す計画としている（表-2）。

【短期的な目標】 維持業者の業務を確保し、適切な利益が得られるしくみの構築を目指す。

⇒「①-1 エリア拡大」、「①-2 日常維持系業務の包括」、「①-3 業務分野の包括」、「③複数企業による共同受注」「⑤契約年数の複数年化」の導入

【中長期的な目標】 維持業者の体制強化を図った上で、更なる利益率の向上、安定経営を目指し、維持管理業務の魅力向上を図る。また、事務所職員の技術力向上を目指す。

⇒「①-4 業務範囲の拡大」「②民間業務領域の拡大」「④性能規定型契約の導入」の導入

表-2 改善方策の導入ロードマップ

施策	第一段階 平成28年度から3年程度	第二段階 (3～5年程度)	第三段階 (3～5年程度)	第四段階 (3～5年程度)
①業務の包括	①-1 エリアの拡大 R4及び交差する主要な県道	H28事業のモニタリング	モニタリング結果に応じて順次拡大	
①-2 日常維持系業務の包括	道路の日常維持系業務			
①-3 業務分野の包括				
①-4 業務範囲の拡大			導入が容易なものから順次拡大	
②民間業務領域の拡大			民間へ移行する業務範囲・役割・責任等の検討	
③複数企業による共同受注	JV・事業協同組合による参加	参加要件等の見直し		
④性能規定型契約の導入	適切なサービス水準や評価指標の設定	試行運用	本格運用	
⑤契約年数の複数年化	単年度契約	段階的な契約年数の長期化		
【その他】 積算の適正化 契約方式の見直し 等	実働時間のモニタリング、各業務の費用分析等	積算(歩掛)の適正化 単価契約から総価契約への移行		

■ : H28年度事業範囲 ■ : H28年度事業と併行して実施する検討事項等 □ : 将来的な検討事項等

4. 最後に

平成28年度より新たな取組みとして「①-1 エリアの拡大」、「①-2 日常維持系業務の包括」、「③複数企業による共同受注」を試行運用すると同時に、これらの導入方策の効果をモニタリング・評価することで、継続的な改善や他の方策の導入の可否を判断する予定である。